全員加入の国民年金制度

十月と十一月は「国民年金制度推進月間」

今年の四月から新しい国民年金制度がスタートしましたが、この制度の周知徹底を図ることを目的に、十月と十一月が「国民年金制度推進月間」に定められました。そこで、この新国民年金制度について、ご紹介します。

国民年金の加入者は三種類に

新しい年金制度では、二十歳以上六十歳未満の人は、学生や老齢（退職）年金を受けている人など、ごく一部の例外の人を除き、誰もが国民年金に加入することになります。加入する人は、保険料の負担のしかたの違いなどから次の三種類に分けられます。

■第一号被保険者（日本国内に住んでいる二十歳以上六十歳未満の農業、自営業などの人）

従来の国民年金制度でも必ず加入することとされていた人で、従来と同様、市役所市民課国民年金係で加入手続きを行い、市に保険料を納めます。

■第二号被保険者（厚生年金の被保険者、共済年金の組合員）

これらの人も新たに国民年金制度に加入することになったわけですが、個人個人が加入手続きをとるのではなく、厚生年金、共済年金に加入すると同時に国民年金制度にも加入するという形をとります。いわば、自動的に二重加入するわけで、国民年金の保険料も厚生年金や共済年金の制度がまとめて負担するため、個別に納める必要はありません。

■第三号被保険者（『サラリーマンの奥さん』・厚生年金の被保険者または共済年金の組合員の被扶養配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人）

新しい国民年金制度では、『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）は、自ら国民年金の保険料を納める必要はありませんが、『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）として取り扱われるには、市役所市民課国民年金係へ届け出て認定を受けなければなりません。

これは、年金のしくみが長期間にわたるため、その時々の状況を届け出てもらい、記録しておくことが、公正な給付をしていく大前提となるからです。

この届け出を忘れると、納めなくてもよい保険料を納めることになったり、『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）としての記録が残らないで将来年金を受けられなくなる恐れがあります。ご注意ください。

サラリーマンの奥さん届け出の方法は…

『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）になったときの届け出は、届出用紙（国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第三号被保険者該当）届書）に必要事項を記入し、ご主人の勤務先の事業主の確認を受けて市役所市民課国民年金係へ提出（郵送でも可）することになっています。

なお、ご主人の勤務先の事業主の確認を受けないときは、ご主人の年金手帳、健康保険の被保険者証などを持参し、市役所市民課国民年金係で手続きをしてください。

『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）として認定されると、年金手帳にその旨を記載しますので、過去に国民年金または厚生年金の加入期間があり、年金手帳を持っておられる人は、届け出の際、その年金手帳を添付してください。

サラリーマンの奥さんの保険料

厚生年金や共済年金が制度全体として負担

一部に『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）としての届け出をすると、ご主人の給料からその保険料が天引きされるから届け出をしないという人や、届け出をしたが、保険料が天引きされていないので国民年金に加入漏れになっているのではないか、と心配する人がいます。

しかし、これはまったくの誤解です。厚生年金や共済年金では、奥さんがいても、独身でも、保険料は同じです。保険料は、決められた率を給料に掛けて計算されるため、奥さんの分の保険料がご主人の給料から天引きされるわけではありません。ご主人の加入する厚生年金や共済年金が、制度全体として負担するしくみになっています。

『サラリーマンの奥さん』（第三号被保険者）の届け出をされた人で、厚生年金あるいは共済年金に加入した人、自営業などで大きな収入を得られるようになった人、あるいはご主人が勤めを辞められたり、勤め先が変わられた人など、市役所市民課国民年金係へ届け出をしてください。

忘れずに国民年金係へ届け出を

届け出後、サラリーマンの奥さんでなくなった人

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技

小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適　水・金夜7時～9時まで　日曜日午後2時～4時まで

やわら柔術健康道場

新津市結（バス停前）　道場　古峰院　☎24－0470
自宅連格所　食堂　善乃屋　☎22－1058
五泉道場　緑町（前市原工場内）　☎42－0336

国民年金は国民共通の基礎年金に

新しい年金制度は、国民年金をすべての人に共通の基礎年金を支給する制度に衣替えして、その上に厚生年金や共済年金を上乗せする2階建てのしくみとなります。

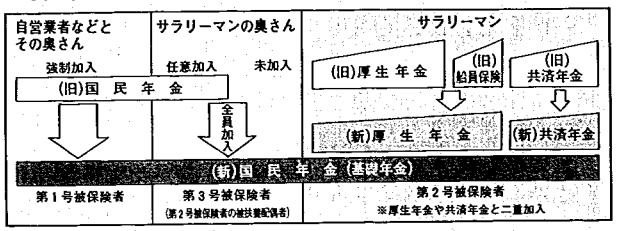

国民年金から受けられる年金

年金制度の改正により、国民年金は全国民を対象に基礎年金を支給する制度になりました。この基礎年金には老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の三種類があります。

□老齢基礎年金

老齢基礎年金は、老後の生活の支えとして支給されるものです。国民年金の保険料を納めた期間や、保険料を免除された期間などをあわせて二十五年以上ある人が、六十五歳になったときに受けられます。

□障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やケガをして障害になったときに受けられます。

なお、障害の程度により、一級または二級の年金に分かれています。

□遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受けられる人などが亡くなったとき、子どものいる妻や子どもが残されたときに、その生活の支えとして支給されます。

＊　＊　＊

これらの基礎年金のほか、国民年金の独自の給付として、自営業者とその家族などの第一号被保険者に次の付加年金、寡婦年金および死亡一時金が支給されます。

□付加年金

付加年金は、付加保険料を納めた人が老齢基礎年金を受けるときに上乗せして給付されます。

□寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき、妻が六十歳から六十五歳になるまで受けられます。

□死亡一時金

国民年金の保険料を三年以上納めた人が亡くなった場合、その遺族が国民年金から年金を受けられないときに死亡一時金を受けられます。

▼20歳以上60歳未満の農業や自営業者など…自分で保険料を払います

▼厚生年金や共済年金の加入者…厚生年金や共済年金の保険料を払います

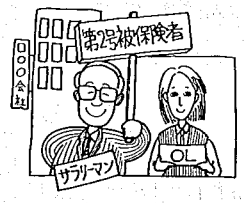

▼厚生年金や共済年金の加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者…保険料は自分では払いません

サラリーマンの奥さんは第3号被保険者としての届け出が必要です

知っておきたい国民年金の任意加入

新しい国民年金では、左の図のような人などは、本人が希望すれば加入することができるようになっています（これらの人が任意加入しなかった期間（二十歳以上六十歳未満の期間に限ります）は、資格期間に算入されますが、年金額計算の対象にされない、いわゆるカラ期間になります）。

60歳以上65歳未満の人

20歳以上の学生

海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人

この任意加入で特に覚えておいてほしいのが、六十歳から六十五歳までの五年間です。二十歳から六十歳までの間に何らかの事情で国民年金に加入されなかった期間のある人は、この六十五歳までの期間を利用して、より大きな年金に結びつけてください。

年金証書を大切にしましょう

年金受給者の皆さんは、国民年金証書を大切に保管しているでしょうか。この年金証書は、あなたの受給している年金の種類、年金証書の記号番号および年金額などが記入されている大切なものです。

住所を変更したときや融資を受けるときの手続きには、年金の種類および年金証書の記号番号などが必要になります。国民年金証書は大切に保管してください。

なお、国民年金に関することは市役所市民課国民年金係（☎24－2111内線221）へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

犬・猫・小鳥などコンパニオンアニマルの診療

小島獣医科病院

☎24－2223（秋葉2丁目）

駐車場完備
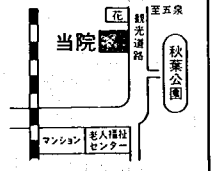
・時間
平日　AM9:00～12:00 PM1:30～7:00
土曜日　AM9:00～12:00 PM1:30～3:00
日・祭日　AM9:30～12:00（予約）
・案内
獣医科診療全般
動物コンサルタント
グルーミング
ホテル